

全建労発第 12号
令和7年5月27日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 今 井 雅 則

[公 印 省 略]

熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等のための
改正労働安全衛生規則の周知について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、職場における熱中症による労働災害が近年増加傾向にあることを受けて、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等を図ることを目的とした改正労働安全衛生規則（令和7年厚生労働省令第57号）が、令和7年4月15日に公布され、同年6月1日より施行される旨の通知が別添のとおり本会宛てにありました。

この改正により、事業者は熱中症の初期症状への早期対応や、重篤化防止のための具体的な措置を講じることが求められます。

つきましては、貴協会におかれましても、会員企業に対し、本改正の趣旨や具体的内容についてご周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）